

北海道防災会議

会 議 録

日 時：2019年5月30日（木）午前11時開会
場 所：京王プラザホテル札幌 2階 エミネンスB

1. 開 会

○北海道（橋本危機管理監）

ただいまから、北海道防災会議を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めます北海道総務部危機管理監の橋本でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

2. 挨拶

○北海道（橋本危機管理監）

まず初めに、20秒程度の動画をご覧いただき、その後、会長でございます鈴木知事からご挨拶をいただきます。

〔動画の上映〕

○北海道（鈴木知事）

北海道知事の鈴木直道でございます。

北海道防災会議の開催に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、多くの皆様にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

また、お集まりいただきました皆様におかれましては、日ごろより、本道の防災、減災対策にご尽力を賜っておりますことを、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

今、ご紹介いたしました動画は、昨年の胆振東部地震に伴う大規模停電の経験を踏まえまして、「まさかと思われる災害はいつの日か必ずやってくる」という考えを道民の皆様にかけていただきますとともに、そのための自助の取り組みとして、1週間分の備蓄を呼びかけさせていただくものであります。

道では、この動画を、防災研修を初めとしますさまざまな機会において使用していくことを考えておりますので、本日お集まりいただいております報道機関の方々も含めた皆様方におかれましては、ぜひご活用いただき、周知にお力添えをいただきたいと思ひます。

さて、胆振東部地震では、本道がこれまで経験したことの無い最大震度7を記録いたしまして、大規模な山腹崩壊や住宅の倒壊が発生するなど、大災害となったところであります。

私も就任以来、厚真、安平、むかわなどの被災地を訪問させていただきまして、地域の皆様のお話をお伺いしてまいりましたけれども、今もなお、仮設住宅で不安をお抱えになりながら生活をされている方々が多くいらっしゃいます。お住まい、暮らしの再建や地域産業の振興など、より一層取り組みの加速が必要であると改めて強く認識したところであります。

そして、この地震を今後の教訓とすべく皆様のご協力を得て設置し、本日ご出席の佐々

木先生に座長をお務めいただきました検証委員会から、今月の10日に答申をいただいたところでございます。

本日の会議におきましては、このご提言などを踏まえた地域防災計画の修正事項について皆様にご審議をいただきたいと思っております。

また、ご出席の皆様からは、今後の取り組みなどをご紹介いただくこととしておりまして、構成機関を持つ皆様の情報や経験を共有できる大変貴重な機会となると思っております。大変限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を皆様からいただければと思っております。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

○北海道（橋本危機管理監）

それでは、議事に入ります前に、本日の会議には、委員67名のうち現時点で51名の方が出席されております。過半数を満たしておりますので、規定に基づき、本会議が成立していることをご報告したいと思います。

3. 協議事項

○北海道（橋本危機管理監）

それでは、お手元に次第に基づきまして議事を進めてまいります。

3の協議事項でございますが、（1）から（4）まででございます。

（1）の北海道地域防災計画の修正についてから（4）の市町村地域防災計画の修正についてまで、一括して説明し、その後、質疑をまとめてお受けしたいと思います。

それでは、道から説明をお願いいたします。

○北海道（辻井危機対策局長）

危機対策局の辻井でございます。

本日の協議、報告事項につきましては、先般、16日の幹事会におきまして、その詳細についてご説明させていただいているところでございます。

内容につきましては、そのときにご了承いただいているところでございますので、本日は概要のみをご説明させていただきます。

まず初めに、協議事項（1）の北海道地域防災計画の修正について、お手元の資料1に基づきご説明申し上げます。

計画修正の趣旨についてですが、2にございますとおり、本計画は国の防災基本計画などの改正に合わせ、毎年度、所要の修正をしているところであり、今回は、これに加え、防災総合訓練や原子力防災訓練の実施結果や昨年の北海道胆振東部地震災害検証委員会からの提言を踏まえまして修正を行うものであります。

本編の修正の主なものは裏面でございます3のとおり、本編につきましては、胆振東部地震の災害検証報告を踏まえた修正としまして、第1章の総則では、道民の責務に備蓄や

訓練の実施などの追記、第3章の防災組織では、道の災害対策本部各班と指揮室各班の業務の修正を、第4章では災害予防計画としまして、要配慮者の安全確保に向けた対応や発電機、トイレの整備、確保など、道や市町村が取り組むべき事項を追記しております。

第5章の災害応急対策計画では、広報、情報提供に関する取り組み、避難所の運営体制や良好な生活環境を構築するための対策などのほか、市町村への派遣職員に対する事前研修の実施や北海道電力から道への連絡員の派遣や復旧見込みの情報提供などを追記しているところでもあります。

また、第9章では、大規模停電災害対策計画を新たな規定などしているところでもあります。

さらに、国の防災基本計画等の修正に伴う修正としまして、土砂災害警戒判定メッシュ情報の活用や警戒レベルを運用した防災情報の提供を追記するものであります。

次のページの地震・津波防災計画編についてであります。本編と同内容の記載箇所につきまして、同様の修正を行うこととしております。

最後に原子力防災計画編についてであります。国の防災基本計画の修正に鑑み、警戒事態が発生した場合の関係市町村の活動体制について、発電所の被害状況に応じて、段階ごとに活動体制を整える旨を規定するとともに、昨年度の原子力防災訓練の実施結果を踏まえ、関係機関が相互に協力して住民の防護措置の実施方針案を作成することを明記するほか、避難先における一時滞在場所の設置、運営に対し、道が職員を派遣して支援することなどを新たに規定するものです。

続きまして、協議事項(2)の北海道水防計画の修正について、お手元の資料2に基づきご説明申し上げます。

修正の主なものは、2にあります概要に記載のとおり、大きく3点でございます。

1点目は、大雨警報や洪水警報を補足する情報としまして、危険度分布、流域雨量指数の予測値に関する概要の追記、2点目は、都道府県大規模氾濫減災協議会に関しまして、国の大規模氾濫減災協議会の記述に準じた規定の追記、3点目としましては、既に運用が開始されております警報級の可能性に関する概要の追記をしたところでございます。

続きまして、協議事項(3)の令和元年度北海道防災総合訓練の実施について、資料3-1及び3-2に基づきご説明申し上げます。

来月から開催予定の道議会に予算を提案することから、現時点で予算措置はされておらず検討中となっておりますが、今年度の防災総合訓練につきまして、胆振東部地震の災害検証報告を踏まえ、道、市町村、関係機関及び地域住民が連携し、実践的な物資輸送や避難所運営訓練を行うこととしておまして、先週の土曜日、5月25日でございますが、渡島・檜山管内で実施しました前期の訓練に続き、後期の訓練としまして、10月18日に、釧路、根室振興局管内、翌19日には、オホーツク総合振興局管内の市町村におきまして実施を予定しており、孤立地域への支援物資の輸送や橋梁の設置、避難所の運営などの訓練を検討しているところでございます。

次に、資料3-2の厳冬期における訓練についてでございますが、積雪寒冷という本道の厳しい環境下における訓練を実施することとし、厳冬期における大規模停電を想定し、来年の1月下旬にオホーツク総合振興局管内におきまして、避難所運営訓練や防災資機材の展示などの実施を検討しております。これらの訓練によりまして、地域における防災対策の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、協議事項の最後となりますが、市町村地域防災計画の修正について、資料4に基づきご説明申し上げます。

市町村防災会議は、地域防災計画の修正を行った場合に、知事に報告することとされておりまして、昨年の防災会議以降、37の市町村から報告があり、いずれも北海道地域防災計画の基本方針を踏まえた修正となっていることを確認しております。

協議事項の議題の説明は以上でございます。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

ただいま、4点につきましてご説明がございました。

ご質問、ご意見などがございましたら、挙手をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○北海道（橋本危機管理監）

それでは、協議事項の（1）から（4）につきましては、原案どおり決定させていただくということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

4. 報告事項

○北海道（橋本危機管理監）

続きまして、4の報告事項に移らせていただきます。

こちらにつきましても、（1）の平成30年北海道胆振東部地震に関する災害検証報告書についてと（2）の令和元年度北海道原子力防災訓練の実施について、一括して説明し、質疑をお受けしたいと思います。

道のから説明をお願いします。

○北海道（辻井危機対策局長）

平成30年北海道胆振東部地震に関する災害検証報告書についてでございます。

お手元の資料5をご覧ください。

検証委員会は、胆振東部地震の発生を受け、昨年11月に本防災会議に設置され、本日も出席の佐々木先生に座長を務めていただき、検証いただいたところでございます。

今月10日に、検証結果を報告書として取りまとめ、座長から知事へ答申をいただいた

ところでございまして、報告書につきましては、お手元に冊子として皆様にお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、提言のポイントなどにつきましては資料5に示しておりますが、内容などにつきましては、この後の意見交換の議論の中で座長よりご報告いただくこととなっております。

以上でございます。

○北海道（菅原原子力安全対策担当局長）

危機対策局の菅原でございます。

私から、令和元年度の北海道原子力防災訓練につきまして、資料6によりご報告を申し上げます。

関係機関の皆様におかれましては、毎年度の原子力防災訓練の実施に際し、オフサイトセンターへの災害対策要員の派遣を初めといたしまして、さまざまな面でご協力をいただいていることに、まずもって感謝を申し上げます。

今年度につきましては、来年2月に、道と泊発電所から30キロメートル圏内の13町村の主催により、3に記載していますとおり、厳冬期の原子力災害を想定し、意思決定訓練と実動訓練を2日に分けて実施する予定となっております。

また、4に記載の訓練内容につきましては、現在、その詳細について関係機関と調整を進めているところですが、オフサイトセンター運営訓練につきましては、昨年度と同様に、訓練のシナリオを事前に周知しないブラインド方式の訓練として、国との共催で実施する予定となっております。

道といたしましては、今後とも、より実践的な訓練となるよう取り組んでいく考えでございますので、関係機関の皆様におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○北海道（橋本危機管理監）

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見などがあればお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

5. 意見交換

○北海道（橋本危機管理監）

それでは、続いて、5の意見交換に入らせていただきたいと思います。

限られた時間で大変恐縮ではございますけれども、昨年の胆振東部地震への対応状況及び胆振東部地震を踏まえた今後の防災対策の取り組みにつきまして、あらかじめご連絡をいただいております機関の方法からご発言を頂戴したいと思います。

発言は、着席のまま、5分程度でお願いできればと思うところであります。
それではまず、北海道総合通信局様、お願いいたします。

○北海道総合通信局（高野局長）

北海道総合通信局の高野です。

資料7-1に基づきましてご説明をさせていただきます。

北海道胆振東部地震におきましては、地震による土砂崩れ等による伝送路被災により、固定電話、携帯電話のサービスに支障が生じました。

さらに、ブラックアウトの影響により、通信サービスだけではなく、テレビ・ラジオなどの放送サービスにおいても一部停波しました。我々は、発災後、直ちに災害対策本部を設置し、道庁の北海道災害対策本部にも職員をリエゾンとして派遣しております。

資料の1ページ目でございますけれども、我々は発災当日から被災自治体に対してプッシュ型支援を行い、移動電源車、ポータブルラジオ、移動通信機器、臨時災害放送用設備等の貸与・配布を実施しております。これにより、被災自治体の通信放送サービスの確保を目指しました。

2ページ目をご覧ください。

災害復旧支援としては、平成30年度第一次補正予算で新たな補助制度を創設し、厚真町及び安平町の情報通信基盤、光ファイバー等でございますけれども、迅速な復旧を支援しました。

3ページ目をご覧ください。

第二次補正予算では、地振による災害風評被害の払拭のため、海外の方々に安心・安全な北海道をPRするための放送コンテンツ作りを支援しております。

次に、4ページ目でございますけれども、今回の地震、ブラックアウトの経験を踏まえ、3月に陸上自衛隊北部方面隊との間で、「災害時等の相互協力に関する協定」を締結いたしております。このような協定は全国で初めてのケースとなります。

これにより、災害時の自治体等へのプッシュ型支援について、さらに迅速な対応が可能になると期待をしております。

5ページ目でございますけれども、今回の地震では、ブラックアウトという想定外の事象が発生したこともあり、通信・放送サービスの普及に当たって、検討すべき課題が浮き彫りとなっております。

我々は、「北海道における通信・放送サービスの確保に関する連絡会」を開催し、通信・放送事業者の方々と一緒に、今後に向けた対応について検討を進めているところでございます。

以上のように、我々は、北海道、市町村、通信放送事業者の方々と連携し、引き続き、北海道の防災対策に努めて参りたいと思っております。

以上です。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

続きまして、北海道農政事務所様、よろしくお願いいたします。

○北海道農政事務所（大坪所長）

農林水産省北海道農政事務所長の皆様でございます。よろしくお願いいたします。

資料7-2以降についてご説明させていただきたいと思っております。

7-2を1枚めぐりまして、2枚目でございます。

食料物資の支援の件ですが、農林水産省北海道農政事務所では、地震後、直ちに、道の災害対策本部の指揮室に設置されました政府現地連絡調整室に参画しまして、道庁、内閣府とともに、食料物資支援を行うための被害の状況、避難場所、避難者数、支援を要する飲食料品数等の把握、調整を行いまして、農林水産本省に報告をするとともに、道庁、自衛隊、内閣府と情報共有、連絡調整等を行いました。

これらの情報を受けまして、農林水産省及び内閣府で飲食料品事業者に支援物資を発注、手配し、航空自衛隊、陸上自衛隊により苫小牧の道物資集積拠点に輸送されたところでございます。

私ども農林水産省農政事務所では、この支援物資集積拠点へ9月7日から14日まで延べ81人の職員を派遣いたしまして、道庁や自衛隊と協力しながら、26万1,336点の食料の仕分け支援を行ってきたところでございます。

それから、3ページ目以降は、支援対策ということで、現在行っているところでございますが、農林水産関係被害への支援対策といたしまして、農業用ハウスや農業用機械、それから、共同利用施設等の再建、修繕や損壊した施設の撤去等に対する支援、また、ブラックアウト等がございまして、乳牛の乳房炎の治療、予防管理や停電時に緊急的に行った非常用電源の確保等の支援、簡易畜舎等の整備や畜舎の修理に対する支援などが主なものでございます。

これらの対策について、道庁、それから、市町村、関係機関と密接に連携をいたしまして、現在、取り組みを進めているところでございます。

引き続き、よろしくお願いいたしますと思っております。

私からは以上でございます。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

続きまして、北海道開発局様、よろしくお願いいたします。

○北海道開発局（高橋事業振興部長）

開発局事業振興部長の高橋でございます。

まず、昨年の胆振東部地震の際には、特に私どもが所管しています厚真ダムを初め、復旧に当たっては、自衛隊、道を含めて、ここにおられます関係機関の皆さんに支援をいただきました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

資料で説明させていただきますが、まず、1ページ目でございます。

開発局所管施設でございますと、まず、国営かんがい排水事業は、特に勇払東部地区を初め4地区で大きな被害を受けております。それから、苫小牧港の東港区と西港区、河川では鶴川と沙流川、さらに札幌市と石狩市にまたがる茨戸川、石狩放水路なども被害を受けております。また、日高自動車道も被害を受けております。

これらにつきまして、苫小牧港の東港区と西港区については年度内に復旧が完了する予定になっておりますし、河川管理につきましては、本年7月に復旧が完了する予定となっております。また、日高自動車道につきましては、昨年度、既に復旧が終わっております。

もう一つは、右上に書かれていますが、日高幌内川、東和川、チケッペ川につきましては、北海道知事からの要請を受けまして、直轄砂防による事業を実施しております。これにつきましては、平成6年に樽前砂防が直轄化されて以来の24年ぶりということで、直轄によってお手伝いさせていただいております。

次に、7ページ目をご覧ください。

発災当初より開発局におきまして、TEC-FORCE（リエゾン）を32機関から延べ812人を派遣しております。

9ページ目でございますけれども、さらに、九州を含めた7地方整備局から延べ1,887名のTEC-FORCEを派遣させていただいております。

これにより、各自治体の支援ニーズの把握や情報収集、あるいは10ページと11ページに出ておりますけれども、防災ヘリ「ほっかい号」による調査、衛星設備による被災自治体への情報提供、さらには、12ページにあります自治体所管施設の被災状況調査、応急復旧、災害申請に当たっての技術支援などを行ってまいりました。

13ページには、町道等の道路啓開、14ページには、厚真川の河道内の土砂、流木などの撤去について支援させていただきました。

20ページ目は、ブラックアウトになったということで給電支援、さらには、水道施設の給水支援なども行わせていただきました。

18ページに戻りますが、厚真町においては、復旧まで、大雨時に備えるための体制をとらなければなりませんので、タイムライン運用に当たっての支援を北海道を初め関係機関とさせていただきました。

それから、甚大な被害を受けました勇払東部地区については23ページになります。

今は整備中ですが、撤去を予定していた旧取水施設あるいは被災した水路の応急復旧などによって、今、暫定的な用水を確保しています。これにより、2,843ヘクタールあった用水の受益面積のうち、山腹崩落によって埋まった被災農地及び復旧に必要な工事用

地を除く農地2,747ヘクタールに暫定的な用水を確保することができました。今、本復旧に向けて準備中でございます。

それから、山腹崩壊の著しかった日高幌内川、チケッペ川、東和川については、25ページと26ページになります。

日高幌内川は昨年11月中旬より水路工の整備を始めて掘削に着手しております。そして、12月上旬から遊砂土工、のりどめブロック工などに着手し、昨年度末に応急的な復旧が完了しております。

さらに、チケッペ川、東和川については、砂防堰堤について本年7月に完成させるため、今、工事を進捗させている状況でございます。

また、現在、並行して恒久的な対策について検討中でございます。

それから、今後の関係でいいますと、道の駅の防災機能強化ということで、昨年は、重要インフラの緊急点検を行っておりますけれども、本年度は、防災、減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に基づいて、防災協定を締結した道の駅の耐震化及び無停電化対策を行う予定としております。

さらに、次のページでございますけれども、令和元年度になって初めての水防演習ということで、6月15日に鶴川と沙流川で合同水防演習を行います。この水防演習は昭和59年から開催されておまして、本年が36回目でございます。

鶴川と沙流川においては、平成21年以来10年ぶりの開催になります。むかわ町、厚真町、占冠村、日高町、平取町、北海道開発局の主催で、ここに参加されている多数の機関からご協力をいただいております。

引き続き、ご協力をお願いしたいと思っております。

それから、資料はないのですが、今日は、こちらに関係機関の方々がいらっしやっておりますので、せっかくの機会ですので、私どもとして、今後、連携を深めていきたいということのご提案です。

まず、その一つが火山噴火対策です。

北海道には活火山が31ありまして、全国には111あります。また、常時観測火山は全国で50のうち北海道には九つあります。特に、十勝岳と有珠山につきましては、30年間隔あるいは30年、50年間隔で噴火しておまして、いつ噴火してもおかしくない状況でございますので、引き続き、連携を深めていきたいと思っております。

あわせて、千島海溝沿いの超巨大地震です。

これについては、2017年12月に政府の地震調査委員会から公表されておまして、北海道東部に巨大な津波をもたらす超巨大地震、「17世紀型」と言われているものですが、この発生から400年程度経過し、切迫している可能性が高いと報告されております。この地震が30年以内に発生する確率は最大で40%と出ておりますので、こちらについても引き続き、皆さんと連携して対応する必要があると思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

続きまして、国土地理院北海道地方測量部様、お願いいたします。

○国土地理院北海道地方測量部（山後部長）

国土地理院北海道地方測量部長の山後でございます。

右上に資料7-4と書いている資料を用いながら、国土地理院の災害対応支援、最近の国土地理院の防災対応について説明したいと思います。

資料の上のスライドをご覧ください。

国土地理院は、災害対策基本法に基づく指定行政機関でございます。我々北海道地方測量部では、指定地方行政機関として、測量・地図の最新技術を活用しながら、被災情報の把握、地殻変動の監視を行っております。

具体的には、我々は「くにかぜⅢ」という機体を持っておりまして、今回の胆振東部地震においても写真撮影を行っております。そういった写真の判読をもとに、こういったところが崩壊しているか、堆積しているかというところを確認しております。

また、地殻変動の監視ということで、我々が持っている電子基準点や「干渉SAR」という衛星を使いながら、地面がどう動いているかというところを監視しております。

そういったものを地方公共団体の皆様や政府、現地対策本部の皆様には情報を直接提供しながら使い方を説明したり、国民の皆様にも地理院地図を用いながら提供しております。

実際に、胆振東部地震での我々の対応を書いたものが下のスライドでございます。

空中写真撮影について書いてございますけれども、こちらは、9月6日の地震発生当日から13日にかけて撮影を行っております。実際には、開発局様、道様の要望を踏まえながら撮影範囲を設定しています。

撮影した結果が左下にありますが、こちらは厚真町吉野の土砂崩壊です。右側に拡大されたものがありますが、道路や建物への影響があります。地上解像度で大体20センチ程度の写真が見られますので、こういった道路や建物の崩壊が見られます。そういう意味で、施設被害の災害査定や罹災証明資料に使えるのではないかと考えていますし、厚真町では罹災証明に使っていただきました。

また、右側は地殻変動でございます。

電子基準点が全国に1,300点、道内で179点ございます。これが24時間リアルタイムで365日観測を行っております。今回、門別のあたりで地震の影響により5センチくらい動いたことがわかっております。

そういったところを自治体の皆様には説明しながら使っていただいているところでございます。

次のページをご覧ください。

上のスライドになりますけれども、防災共通地図のベースとして地理院地図が使えるかということです。

地図は、災害対応において基礎的な道具でございまして、いろいろな位置を示す方法がございまして、例えば、住宅地図であれば住所、U T Mグリッド地図であれば記号の番号、それから、B L地図は緯度と経度ですけれども、いろいろな表し方がございまして、それぞれの機関によっていろいろな使い方があると思っておりますけれども、そういったものを共通の地図に表示することが可能です。

そこで、例が書いてありますが、地理院地図の上にU T Mグリッド地図もしくはB L地図のグリッドをつけて、被災状況を載せて使っていただく防災共通地図を活用できるのではないかと考えております。

最後に、下のスライドですが、我々の最近の取り組みとして、自然災害伝承碑の地図化に着手しております。

昨年、北海道胆振東部地震がございましたけれども、全国的に見ると西日本豪雨という災害がございました。

広島県坂町の例ですが、真ん中の写真に救出作業の写真がございまして、その脇に、石碑が立っているのをご覧ください。これは、1 1 1年前に実際に土砂災害があった旨を意味する石碑です。

ただ、1 1 1年たつとそのことは風化されて、避難勧告が出された2時間後の避難率を見ると、坂町全体では3. 9%、こちらの小屋浦の地区では約2%でございました。

そこで、我々は、災害伝承碑を地形図等に掲載していくこととしております。こちらは国土地理院がウェブ上で出している地理院地図における表示イメージですが、そういったものや紙地図などを出しながら、災害の様相や状況などを紹介したいと思っております。

そういった教訓を踏まえた被害軽減を、地図を通して行いたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

続きまして、札幌管区気象台様、よろしく願いをいたします。

○札幌管区気象台（矢野台長）

札幌管区気象台長の矢野でございます。

まずは、胆振東部地震への対応についてご紹介いたします。

資料の上段でございまして、防災対応支援チームということで、発災直後、被災しました3町に、地元の室蘭地方気象台を中心にした管内の気象台職員を派遣しました。現地での応急作業あるいは復旧作業の際に気象情報が必要になりますので、その場で解説するな

どの対応を行ってございます。

それから、気象台でも地震の予想を把握するために、気象台職員から機動調査班を派遣して、被害状況などを調査しているところでございます。

また、下段に、観測体制の維持・強化とございます。

発災後、さまざまな機関の職員は、復旧作業等の活動をする際に気象情報が必要になりますが、この地震によってアメダス等の観測施設が被害を受けて、観測が空白になることがございました。それを解消するために、可搬型の雨量計などの装置を設置しました。

今後、万が一に、こういう地震に限らず、気象災害で大きな被害が起こった場合は、気象台、管内こぞってこういう対応をさせていただきたいと考えてございます。

次の資料でございませけれども、これは、内閣府が作成しましたチラシでございませ。この警戒レベルにつきましては、昨日、報道発表を行いまして、テレビのニュース等でもご覧になった方がいらっしゃると思ひますが、大雨に起因する土砂災害や水害につきまして、警戒レベルを付して伝えるということございませ。

これに関しては、昨年の平成30年7月豪雨で、気象台からの防災気象情報や市町村、係機関からの避難に関する情報等が住民に適時、的確に出されていたと思ひのですが、それが必ずしも避難行動に結びついていなかったということで、その教訓をもとに、内閣府の中央防災会議で検討がなされたというものでございませ。

この警戒レベルを付して提供することによって、住民の方のより円滑な避難行動につながることを期待されますが、既存の我々気象庁の防災気象情報などの体系は変わらないままこういう形で加えますので、場合によっては混乱を招きかねない部分もなくはないです。そのため、これから先、住民の方あるいは関係機関の方へ警戒レベルの意味合いや全体像につきまして周知を図っていくことが重要と考えてございませ。

そういう意味では、報道各社の方々や関係機関の方々のご助力をいただきながら、普及、周知の活動を行っていきたいと考えてございませ。

今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

続きまして、第一管区海上保安本部様、よろしくお願ひいたします。

○第一管区海上保安本部（新田本部長）

海上保安庁の第一管区海上保安本部長の新田でございませ。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、北海道胆振東部地震における海上保安庁の対応と今後の防災対策の取り組みにつきましてご説明いたします。

まず、地震への対応ですが、初動対応としまして、地震が発生した9月6日の発災直後

に、第一管区海上保安本部に対策本部、震源地を管轄している室蘭海上保安部に現地対策本部を設置し、順次、道の災害対策本部にリエゾンを派遣しました。そして、航行中の船舶に地域航行警報によって地震発生を伝達し、注意喚起を促したところでありました。

また、当日、巡視船艇が13隻、航空機が7機、羽田からの特殊救難隊1隊6名、函館の起動救難士2名によりまして、沿岸部に設置されております石油コンビナートなどの重要施設、港湾、沿岸部の被害状況調査、厚真町を中心とした内陸部の被害状況調査を行いました。

次のページの投入勢力でございますが、9月6日から11月1日の57日間で、巡視船艇を延べ40隻、航空機を延べ94機投入し、延べ約2,000人の海上保安官が活動いたしました。

主な活動内容としましては、ヘリコプターによる厚真町の朝日地区の被害状況調査や孤立者の捜索を行うとともに、海上保安庁の航空機による日本赤十字社あるいは国交省のTEC-FORCE、北海道庁の職員の人員輸送も行いました。

また、住民支援といたしまして、小樽港、室蘭港、釧路港、根室港で巡視船の船内電源を利用したスマートフォンあるいはペースメーカーなどの充電支援を実施しました。こちらは、それぞれの保安部や保安署の延長コードあるいはタップなどをかき集めて、100を超えるコンセントを準備し、また、岸壁の上には、テントや椅子を設営しまして、充電の受け入れ体制を整えました。

開設後は、海保のツイッターやローカルのFM放送、住民のロコミで情報が拡散したことにより、合計1,551名の方々に充電支援を行うことができたところです。

次のページでございます。

今後の防災対策の取り組みといたしますか、地震で得た教訓からの対策でございます。

地震発生直後は、全道がブラックアウトで電源確保が困難な状況となりました。海上保安庁が保有する通信施設や北海道内の海上保安部、海上保安署、航空基地、航路標識、灯台などの各出先機関のほとんどは非常用電源、非常用発電機がございまして、そちらで電源を確保できましたけれども、一部の通信設備におきましては、電気通信事業者の回線網や中継施設の非常用電源が停止したことによりまして、回線が遮断されました。

そこで、やや専門的になりますが、150メガヘルツ帯を使用して、航行船舶からの遭難、安全通信などを受信するためのVHF海岸局が7局、それから、350メガヘルツ帯デジタル基地局が8局、それから、船舶の位置や速力などの情報、海の安全についての情報をVHF超短波帯の電波で送受信するAISの陸上局8局が運用不能となりました。

また、出先機関でございます室蘭海上保安部、瀬棚海上保安署の内線及び外線電話などの通信手段が途絶えてしまいました。

これらの緊急事態に対応するため、通信伝達手段が途絶した出先機関に可搬型の船舶電話を設置して情報伝達手段を確保させるとともに、先ほど申し上げた運用不能となりましたVHFの海岸局の通信エリアをカバーするために、巡視船9隻をその沿岸海域に配置さ

せまして通信代行を行ったところでございます。

こういった緊急事態に対応した教訓から、電気通信事業者との災害時の緊急連絡体制の確立、あるいは、海岸局の運用停止、N T Tの回線遮断時のバックアップ体制の早期構築などを図るため、今、関係事業者、関係機関とやりとりを進めているところでございます。

また、今回、全道ブラックアウトは2日間で収束しましたが、万一、長期間のブラックアウト状態が継続した場合を想定して、新たな燃料確保先を検討することを今後の防災対策の取り組みとして、関係機関の皆様のご協力を仰ぎながら進めていきたいと思っております。

次に、最後のページでございます。

海上保安庁は、本来は海岸部の地震対策や津波対策、遭難対策などが主ではございますが、北海道の胆振東部地震を初め、近年多発しております異常な自然現象による災害に対し、陸上部におきましても、海上保安庁の巡視船艇や航空機を活用して、可能な限り積極的に対応してまいりたいと思っております。今後は、対策本部に派遣した海上保安庁のリエゾンに相談していただきますよう、この場をおかりして申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

続きまして、陸上自衛隊北部方面総監部様、お願いいたします。

○陸上自衛隊北部方面総監部（田浦総監）

北部方面総監部の田浦でございます。

資料7-7を使いながら説明いたします。

まず、2ページ目でございますが、こちらはご説明する項目でございます。

3ページ目です。

陸上自衛隊は、人命救助におきましては46名の方々を救助いたしました。また、約1カ月半で延べ20万人、最大で、1日で2万5,000名体制ということで災害派遣を実施したところでございます。

4ページ目です。

道庁との連携要領でございますけれども、発災直後、連絡幹部4名を差し出し、その後、将補を長とします11名体制で連絡調整所を開設いたしました。

また、自治体等に140名の連絡幹部を派遣して連携をとったところでございます。

ご覧の図でございますけれども、赤い丸が連絡幹部を派遣した振興局、ピンクの色づけをしたところが連絡幹部を派遣した自治体でございます。自治体のニーズに応じて円滑な調整を実施したところでございます。

5ページ目です。

ご紹介したのは、退職自衛官の連携でございます。

退職した自衛官を防災監等で採用していただきまして、円滑な調整及び連携の強化に寄与したところでございます。この方々は道庁にはもちろんおります。それから、振興局が2カ所、ピンクでハッチングした市町村等に56名を採用していただいているところでございます。勤務体制につきましては、常勤が24名、非常勤が36名でございます。

現職時代に培いました災害対処能力を駆使しまして、我々自衛隊と道、それから、市町村等との連携役を果たしていただいているところでございます。

残念ながら、まだこのピンクのところしか入っておりませんので、今後とも道と連携しながら市町村等に、また、振興局等に防災監等を採用していただくように働きかけていきたいと思っております。

6ページ目です。

我々の成果、教訓でございますけれども、私は常日ごろから、空振り覚悟で初動をしっかりやろうと言っております。

例えば、連絡幹部ですが、これを押しかけLOという言い方をしまして、何か可能性があったらこの連絡幹部を差し出すのだ、市町村にはこちらから行くのだと指導しているところでございます。

また、自衛隊の災害派遣につきましては、3要件がございます。それは、公共性、緊急性、非代替性ということですが、個々に厳密にとられることなく、総合的に勘案して判断していきましようということで、中央レベルも含めて積極的にやっているところでございます。

それから、一番下になりますけれども、現在は受け身型ですが、今後は提案型の運用に切りかえていくことを考えております。

次に、7ページ目です。

災害派遣の実績でございますけれども、延べ19万人の人間を災害派遣に差し出しておりまして、行方不明者捜索等につきましては6件の実施をしております。それぞれの写真は人命救助である行方不明者の捜索の写真でございます。

8ページ目です。

防災訓練でございますけれども、道と10月に、それから、原子力の防災も10月に実施したところでございます。左側が道の防災訓練との連携の要領で、右側が原子力の防災訓練でございます。

9ページ目です。

今年度でございますけれども、5月の訓練が既に終わったところでございまして、秋にも道東で予定しております。また、冬につきましては、原子力防災訓練ということで、厳冬の非常に厳しい状況を想定して、ともにやっていきたいと思っております。

余談になりますけれども、私は、福島原発に2カ月行っておりました。また、第7師

団長当時は泊原発を見させていただきましたが、十分な施策を講じ、しっかりとした体制がとられているところを確認したところでございます。自衛隊も一緒に、しっかりと対応ができるように訓練をさせているところでございます。

最後のページです。

私どもは、「最も強く最も頼もしい北部方面隊を目指して！」ということでやっております。

今日は準備しておりませんが、現在も山火事の対処をしております。中型ヘリ3機、それから、大型ヘリ3機でやっておりますが、実は大型ヘリにつきましては、本州から増援を受けまして、今、旭川の第2師団長のもとに、その6機をつけてやっているところでございます。

今後とも、道とともに邁進してまいりたいと思っております。

以上です。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

それでは、北海道警察本部様、お願いいたします。

○北海道警察本部（山岸本部長）

警察本部長の山岸でございます。

北海道警察から北海道胆振東部地震への対応状況と今後の防災対策につきまして紹介させていただきます。

資料はお手元の7-8の1枚物でございます。

1点目の胆振東部地震への対応状況についてであります。北海道警察では、地震発生に伴い、警察本部、各方面本部、道内全警察署に災害警備本部を設置するとともに厚真町へ連絡調整員を派遣し、情報収集等の初動措置をとりました。

また、ヘリテレシステムによりまして、被災地の映像を警察本部のほか北海道庁にも配信し、被害情報の共有を図りました。

救出救助活動に関しましては、機動隊を中心とした救出救助部隊や他県警察からの応援部隊を現地に投入し、関係機関の皆様方とともに救助活動に当たりました。

捜索により発見されましたご遺体の検視活動に際しましては、地元の歯科医師会等のご協力によりまして、身元の特定が速やかに行われたところであります。

交通対策につきましては、9月6日からの4日間で、全道約520カ所の交差点におきまして、信号減灯に伴う交通整理に従事しております。

被災者支援活動につきましては、主に女性警察官で構成されるはまなす隊が避難所を巡回し、住民の不安解消に努めたところであります。

防犯活動につきましては、避難地域での空き巣被害防止、札幌市清田地区の液状化発生

地域でのやじ馬等による迷惑行為防止のため、パトロール活動を強化して対応をいたしました。

本災害に伴う天皇皇后両陛下の被災地お見舞い、政府、政党の要人による被災地視察に際しまして、警衛・警護警備を実施しております。

2点目の今後の防災対策についてであります。特に資料はございません。

皆様、ご承知のとおり、本年は道内におきまして、札幌ドームではラグビーワールドカップ、倶知安町でG20観光大臣会合などが開催されますことから、それに伴う大規模警備が予定されております。

その警備のさなかでありましても、災害対策に間隙を生じさせるわけにはまいりませんので、道警察内の体制の確立を図るほか、関係機関の皆様と連携を強化しながら万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

北海道警察からは以上です。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

続きまして、全国消防長会北海道支部様、お願いいたします

○全国消防長会北海道支部（岡本参与）

全国消防長会北海道支部参与の岡本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私からは、消防機関の対応状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。

消防部隊の派遣でございますが、道内の消防機関は58ございまして、この中から33消防本部が厚真町に応援の活動を行いました。

また、道外からは、総務省消防庁の要請によりまして、7機関からヘリコプター等々などで、道内を合わせて延べ4,000人の部隊で活動いたしました。

2ページ目ですが、消防機関として最も被害の大きかった吉野地区を中心に救助活動を展開しております。また、地元の消防機関である胆振東部消防組合消防本部には、指揮支援本部を設置しまして、道内外の応援部隊の調整を図るとともに、交代制で24時間継続して行方不明者の捜索を行いました。

続きまして、航空隊でございますが、発災直後に参集しまして、札幌市消防局の消防航空隊が午前5時に離陸、市内の被害状況調査の後に厚真町の被害調査を行いました。

また、土砂災害により道路が寸断された孤立地区において上空からの映像を配信いたしまして、その後、北海道の防災航空隊と孤立した地域の住民を救出するとともに、行方不明者の捜索活動を行い、陸上部隊の隊員を移送するなどの活動を行っております。

それから、被災地で活動する道内外の応援部隊が円滑に活動するため、北海道庁と胆振東部消防本部に、それぞれ本部長または指揮者の支援を行う部隊を配置いたしました。

また、北海道災害対策本部指揮室に消防応援活動調整本部を設け、札幌市消防局の指揮

支援部隊が支援活動を行っております。

厚真町では、道内広域応援隊のほか、道外の緊急消防援助隊が活動しており、札幌市消防局と仙台市消防局の指揮支援隊が活動しております。多くの部隊が同一エリアに集中する消防活動の調整には時間を要することから、被災地の消防本部内に複数の指揮支援隊が配置されております。今回のケースは、これまでの災害にはない初めての経験でありました。

主な活動を時系列で示していますが、発災とともに道内応援隊の迅速な活動と緊急消防援助隊の応援要請により、発災から5日後には行方不明者の救出を完了しております。

緊急消防援助隊の引き揚げ後も被災地での救急要請に対応するなど、一部の道内広域応援隊が被災地での活動支援を行い、10月12日に全隊が引き揚げとなったところでございます。

このたびの地震の検証委員会の開催を受けて、消防機関で検討をする中で、緊急消防援助隊が到着するまでに時間を要するという課題が出されました。スライドで示すおり、道外からは、フェリーに乗って進出することから、相当な時間を要するところがございます。

そのため、道内の各消防本部のさらなる連携、より迅速な応援体制の構築などが必要であり、例えば、北海道が主催している北海道防災訓練などに、地元の消防本部のみならず、広域的な応援部隊に参加していただくなど、訓練を通じて連携強化を図っていくことも考えてございます。これらの課題を受けまして、北海道を初め関連機関と連携して、対策の検討を進めていただくことをご期待申し上げます。

以上、消防機関における活動状況の報告とさせていただきます。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

続きまして、北海道の対応などにつきまして説明をお願いいたします。

○北海道（辻井危機対策局長）

ご説明いたします。

胆振東部地震への対応につきまして、その概要を資料7-10に取りまとめました。A3判の二つ折りの資料ですが、こちらを開いていただきたいと思っております。

まず、左上でございますが、災害対策本部でございます。

道では発災後、すぐに知事を本部長とします災害対策本部を設置しまして、本庁舎地下1階に設置しました指揮室に、中央省庁や関係機関の皆様、ほぼ約200名を超える方々にご参集いただきまして、被災者の人命を最優先に災害応急対策に当たったところでございます。

中ほどの救出救助の欄でございますが、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、国土交通省の皆様方にご活動いただきまして、9月6日から10日までの間に147名の救助をいた

だいたところでございます。

右上の人的支援の状況についてでございますが、被災3町などにおきまして、道、市町村、東北地方7県の職員、延べ1万5,000人が派遣され、支援を行ったところでございます。

特に道から派遣した職員の延べ8,000人の中には、道で採用している常勤4名、非常勤6名の計10名の元自衛官の方も含まれておりまして、彼らにはすぐに被災地に行っていただきました。そちらで被災地の町長さんの相談を受けたり、アドバイス等を行いまして、地元の自治体と現地の防災関係機関との調整に取り組んでいただいたところでございます。

続きまして、右側の中段の物資支援の状況につきましては、国からのプッシュ型とプル型支援を行い、記載されているような支援物資について被災地への物資供給を行ったところでございます。

また、医療・保健衛生活動につきましては延べ2,000人の皆様、災害ボランティアについては延べ1万5,000人の皆様に支援いただいたところでございます。それぞれの支援や活動につきまして、改めて関係の皆様へ感謝を申し上げます。

次に、本年度における道の防災対策の取り組みについてでございますが、資料の7-11でございます。

道といたしましては、このたびの地震やこれまでの大雨災害など、近年の災害の教訓や本道の地域特性などを踏まえ、関係機関相互の連携強化、市町村の防災対策への支援、道民などの自助意識の醸成に取り組んでいくこととしておりまして、具体的な内容につきましては、下段に記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございます。

資料の最後に、説明はございませんけれども、北海道経済産業局さんからの資料を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、このたびの災害検証委員会の座長を務めていただきました北海道教育大学札幌校の佐々木先生から、改めて検証のポイントなどにつきまして、ご説明、ご発言をよろしく願いいたしたいと思っております。

○北海道教育大学札幌校（佐々木教授）

北海道教育大学札幌校の佐々木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、先ほど、報告事項において道の方からお話がありした北海道胆振東部地震災害検証委員会の座長を務めさせていただきましたので、お手元の資料5の平成30年北海道胆振東部地震災害検証報告書の概要に沿ってご説明させていただきます。

今回の検証内容のポイントとしては、道民の皆様や行政、関係諸機関へ特にお伝えすべき取り組みを掲げております。

今後も起こり得る災害に備えて、まず、道民の皆様におかれましては、大規模停電や断水などを踏まえ、自助と共助の意識の徹底をお願いしたいと思います。

また、道、市町村、国といった関係機関につきましては、公助として、一つ目には、自助、共助の意識徹底のために防災教育の推進や防災訓練の実施への支援、二つ目には、SNS等を活用した正確な情報発信や多言語での情報提供、また、非常用電源設備の整備などに取り組み、防災対策等の強化に努めていただきたいと思います。

そして、一番下に記載しておりますが、今回のような災害が冬に発生した場合は、もっと大きな被害につながった可能性があります。したがって、最悪の事態を想定した防災・減災対策を進めていただきたいと思います。

裏面をご覧ください。

検証を実施した15項目について、ここでは、その主なものではございますが、課題と対応の方向性を提言として記載しております。

いずれも重要であり、道、市町村、国や関係機関、住民の方々がここに記載されている内容も含めて、報告書で掲げる提言について、さらに取り組みを進めていただくことを期待しております。

本道は、これまでも多くの自然災害を経験し、大きな被害を受けてまいりました。その教訓を学び、そして、次の世代に伝えていくことが重要と考えます。

本検証委員会における報告内容を、今後の北海道の防災・減災対策に反映していくことができますよう、私も防災会議の一員として、本日、ここにお集まりの皆様とともに尽力してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

最後になりましたが、被災地域では、いまだ1,000人近くの方々が仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされております。そういう方々のためにも、一日も早い復旧、復興を、そして、北海道が元気を取り戻すことができますよう、道を中心として関係機関の皆様と取り組んでいただくことを切に願っております。

以上でございます。

○北海道（橋本危機管理監）

ありがとうございました。

昨年の胆振東部地震にかかわった各関係機関からのご説明、そして、検証委員会の座長からのご説明をいただきました。

ありがとうございました。

6. その他

○北海道（橋本危機管理監）

今の関係でも結構でございますし、その他全体を通して何かご発言等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○北海道（橋本危機管理監）

それでは、本日予定をしていた議事は以上でございます。

最後に、会長でございます北海道知事から、一言、お願いしたいと思います。

○北海道（鈴木知事）

各委員の皆様には、長時間にわたりまして、熱心なご審議をいただきますとともに、今後の具体的な取り組みなどについてご説明をいただき、大変貴重なご意見を賜りました。このことに感謝を申し上げたいと思います。

言うまでもない話ではございますけれども、本道は、国土の22%を占める広大な面積を有する中で、想定される災害リスクも地域によってさまざまであります。

また、今、佐々木先生からもお話があったところでございますけれども、胆振東部地震に関して、もしも冬期間に起きていたらといった不安の声、懸念する声は、私自身も多くお伺いをしたところであります。

積雪寒冷という本道の最も厳しい環境下における災害への備えというものを、関係機関の皆様はもとより、道民の皆様と一丸となって進めていくことが極めて重要であると考えております。

本日ご議論をいただきましたことを踏まえまして、私たち防災会議のメンバーが平時から連携協力をさらに深めまして、道民の皆様お一人お一人の自助や共助といった意識の醸成、市町村を始め地域が取り組む防災対策への支援など、道民の皆様の視点に立って、本道の防災、減災対策にこれまで以上に取り組んでいかなければならないという思いも皆様と共有できたのではないかと思います。

道といたしましては、皆様のご協力をいただきながら、地域の皆様に参加いただく形で防災訓練や小学校の授業を活用する防災学校などを実施するため、各地域に出向き、その企画から実施までをサポートをしていくとともに、広域に及ぶ大規模災害や厳冬期における自然災害を想定した防災訓練を企画するなど、本道における防災力の向上に努めてまいります。

引き続き、本日ご参加いただきました皆様におかれましては、ご理解とご協力を改めてお願いするものであります。

本当に、長時間にわたり、熱心なご審議をいただきましたことに重ねて御礼申し上げて、私からの閉会に当たっての挨拶とさせていただきますと思います。

本日は、本当にありがとうございました。

7. 閉 会

○北海道（橋本危機管理監）

以上をもちまして、本日の北海道防災会議を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。

以 上